

# 公共事業の適正な施工に関する留意事項について

## 事業者各位

日頃のご協力に感謝申し上げます。あきる野市が発注する公共工事を適正な体制で進めるため、地域の発展と建設業の健全な育成に配慮し、下記の事項に留意の上、適正な施工等に努めてください。

記

### 1 法令遵守

建設業法その他の関係法令を遵守すること。

### 2 市内業者の活用と業者選定

- (1) 下請業者の選定に当たっては、経営状況、施工能力、労働環境や安全衛生・福利厚生の状況などを総合的に評価し、適切な業者を選ぶものとし、可能な範囲であきる野市内の業者を活用すること。
- (2) 資機材は、可能な範囲であきる野市内の業者から購入するよう努めること。

### 3 元請・下請契約の適正化

- (1) 建設工事標準下請契約約款等に基づき、工事内容、請負代金、工期、支払い方法など必要事項を明確にした上で契約を締結すること。
- (2) 工事内容に応じた合理的な価格を設定し、通常必要と認められる原価を下回る額で契約を結ばないこと。

### 4 代金支払いの迅速化

- (1) 下請代金の支払いは、速やかに行うこと。
- (2) 前払金の支払いを受けたときは、下請業者に工事着手に必要な費用を前払金として支払うこと。

### 5 労働者の福祉向上

- (1) 労働時間や労働環境の整備、安全衛生対策、技能向上、福利厚生の充実及び社会保険の加入等を行い、現場で働く方々の環境改善に努めること。
- (2) 退職金制度の充実に努めること。

### 6 地元労働者の雇用促進

- (1) 地域振興に資するよう、あきる野市内在住者の雇用を積極的に検討すること。
- (2) 日雇労働者の採用時には公共職業安定所と連携すること。

## 7 適正な施工体制の確立

- (1) 一括下請負は禁止されているため、下請に出す場合は技術者を適正に配置し、元請業者が主体的に現場に関与すること。
- (2) 下請関係や技術者の配置状況を記載した施工体制台帳・施工体系図を整備し、現場に備え置くこと。

## 8 下請業者との協調

- (1) 工程や作業方法の決定に当たっては、下請業者の意見を聴き、不当に代金を減額しないこと。
- (2) 検査や引き渡しは迅速に行い、適正な評価と支払いを行うこと。

## 9 安全管理の徹底

- (1) 関係法令を遵守し、事故や災害を防ぐための安全管理を徹底すること。
- (2) 無事故・無災害を目指し、現場で働く全員の安全意識向上に努めること。

あきる野市総務部契約管財課契約管財係